

公益社団法人八幡浜法人会 広報誌

八幡浜



2023.1

No.77



西予四国ジオミュージアム（西予市城川町）



公益社団法人 八幡浜法人会



法人会のシンボルマーク

(公社)八幡浜法人会は昭和36年(1961年)税務協力団体として八幡浜市の法人企業130社の自主的任意団体を基礎としてその後、同じ趣旨のもと八幡浜税務署管内 八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡(現西予市)の企業経営者に広がり、昭和54年(1979年)社団法人化し、また平成25年に公益社団法人として会員数約800社からの会員を要する組織となっております。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正の提言や、未来を担う子どもたちへの租税教室を行うなど、税知識の普及や社会貢献を目的に活動しております。

本文目次

| | |
|-----------------------|-------|
| ご挨拶 (公社)八幡浜法人会会長 菊池英充 | 2 |
| 年頭のご挨拶 八幡浜税務署長 三宅清文 | 3 |
| 第10回通常総会開催 | 4 |
| 第10回通常総会資料 | 5-6 |
| 事業・行事 | 7-8 |
| 税に関する絵はがきコンクール | 9-10 |
| 税の作文 法人会長賞 | 11-12 |
| 青年部会・女性部会 活動報告 | 13 |
| 法人会の全国大会 | 14 |
| 税務署からのお知らせ | 15-19 |
| コラム | 20 |
| おしらせ | 21 |

表紙の写真 「西予四国ジオミュージアム」

写真提供 西予市 鈴木友三郎 様

四国西予ジオミュージアムは、西予市が掲げる「ジオパークを通じて地域の魅力を再発見し、地域に対する郷土愛を育むとともに、経済への好循環を目指した持続的な取り組み」の中核をなす拠点施設として令和4年4月23日にオープンしました。

住所 〒797-1717 愛媛県西予市城川町下相 945 番地 電話番号 0894-89-4028

ご挨拶

(公社) 八幡浜法人会
会長 菊池 英充



新年、明けましておめでとうございます。

平素より会員の皆様、並びに税務当局及び関係各団体の方々、多方面より特段のご支援ご協力を賜り、役員一同、心より感謝申し上げます。

我が国は、ポストコロナに向けた欧米の急激な社会経済活動再開と、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー需要の逼迫など背景とした物価上昇に飲み込まれています。今、「ウィズコロナ」と呼ばれるウィルスとの共生段階に入りましたが物価上昇率は欧米に比べ低い水準にあります。「円安・株高」の構図が崩れ、円安が物価上昇を助長する“悪い円安”へと暗転しています。

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎であります。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり経営環境は一段と厳しさを増しています。当会管内でも廃業に追い込まれる例もあり、そうした中で求められるのは健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を発揮できる税制の確立であり、政府と自治体にはコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策の準備をお願いするところです。

法人会では、単位会、愛媛県法人会連合会で集約し、全国の会員企業75万社の声を集め「税制改正に関する提言」として地方では各位自治体、議員、国レベルでは各政党に提言書を提出しています。

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という理念のもと、従来から税知識の普及、納税意識の向上、円滑な税務行政への寄与など「税」を活動の主軸におき活動を展開してきました。これらの活動が極めて公益性の高いものであることは『地域社会に貢献する公益法人』として、会員ばかりではなく、広く世間一般にも当会が行うサービスを提供する義務と責任であるものと思っております。

これからも、皆様にとって必要な法人会として、事業をさらに推進して存在感のある活動を行う所存です。結びにあたり会員の皆様、関係各位のご健勝とご多幸そして企業の繁栄、地域社会の発展を祈念申し上げてご挨拶といたします。

年頭のご挨拶



八幡浜税務署長

三宅 清文

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人八幡浜法人会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

公益社団法人八幡浜法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、また、「税のオピニオンリーダー」として設立以来の大きな柱である

税知識の普及や納税意識の高揚を図るための活動に熱心に取り組むとともに、租税教育活動や地域に密着した社会貢献活動にも幅広く取り組んでいただいております。

このような活動は、申告納税制度における税務行政の円滑な運営にとって非常に心強く、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことを達成するためには欠くことのできないものとなっており、これもひとえに菊池会長をはじめとする役員の皆様のご尽力と、会員皆様のたゆみないご努力の賜物であり、深く敬意を表しますとともに、厚く感謝申し上げます。

さて、近年、税務行政を取り巻く環境は、経済取引のデジタル化やグローバル化の進展等より急速に変化しております。

こうした中、国税庁におきましては、デジタル技術を活用したオンライン手続の促進や業務の在り方の抜本的な見直しを中心とした税務行政のDXに向けた取組方針を公表し、e-Taxによる申告、キャッシュレス納付等の更なる利用拡大に取り組んでいるところです。また、本年10月から消費税の「インボイス制度」が開始されます。国税当局では制度の円滑な導入に向けて、周知・広報や相談対応といった各種施策を実施しているところです。

会員の皆様におかれましては、引き続きこれらの取組について、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人八幡浜法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

第10回通常総会開催

2022年5月24日（水）八幡浜商工会議所5階大ホールにて第10回通常総会を開催致しました。昨年に続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、規模を最小限とした総会となりました。



功労者表彰

令和3年度、会員増強にご支援いただいた各金融機関と法人会の福利厚生制度に貢献いただいた大同生命（株）松山支社の山本明美様の表彰を行いました。

会員増強功労者表彰

伊予銀行 八幡浜支店殿
愛媛銀行 八幡浜支店殿
愛媛信用金庫 八幡浜支店殿

福利厚生制度推進功労者表彰

大同生命保険（株）松山支社
山本 明美 殿



貸借対照表

令和4年3月31日 現在

(単位:円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|---------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 普通預金 | 4,864,355 | 5,060,574 | △ 196,219 |
| 【流動資産合計】 | 4,864,355 | 5,060,574 | △ 196,219 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金 | 9,250,000 | 9,250,000 | 0 |
| 【基本財産合計】 | 9,250,000 | 9,250,000 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | 2,045,000 | 1,895,000 | 150,000 |
| 周年行事引当資産 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 【特定資産合計】 | 3,045,000 | 2,895,000 | 150,000 |
| (3) その他の固定資産 | | | |
| 什器備品 | 0 | 2 | △ 2 |
| 【その他の固定資産合計】 | 0 | 2 | △ 2 |
| 【固定資産合計】 | 12,295,000 | 12,145,002 | 149,998 |
| 【資産合計】 | 17,159,355 | 17,205,576 | △ 46,221 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 預り金 | 39,990 | 29,191 | 10,799 |
| 【流動負債合計】 | 39,990 | 29,191 | 10,799 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 2,045,000 | 1,895,000 | 150,000 |
| 【固定負債合計】 | 2,045,000 | 1,895,000 | 150,000 |
| 【負債合計】 | 2,084,990 | 1,924,191 | 160,799 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 全法連助成金 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | 15,074,365 | 15,281,385 | △ 207,020 |
| (うち基本財産への充当額) | (9,250,000) | (9,250,000) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (1,000,000) | (1,000,000) | (0) |
| 【正味財産合計】 | 15,074,365 | 15,281,385 | △ 207,020 |
| 【負債及び正味財産合計】 | 17,159,355 | 17,205,576 | △ 46,221 |

セミナーの開催

八幡浜法人会では、経営に関する様々な分野のセミナーを開催しています。会員様は無料または会員価格で参加できます。ご参加お待ちしております。

2022.9.13 インボイスセミナー（オンライン）

2022.9.20 BCP セミナー（オンライン）

2022.11.4 電子帳簿保存法対策セミナー（オンライン）

2022.11.14 採用マーケティングセミナー（オンライン）



2022.10.7 新設法人説明会
(八幡浜税務署)



2022.11.18 年末調整説明会（八幡浜商工会議所）



2022.11.22 経理担当者養成講座（八幡浜商工会議所）



八幡浜法人会



事業活動報告 (R4.4~R4.12)

| | | |
|------------|------------------------|------------------|
| 2022.4.11 | 県連 厚生委員会 | オンライン |
| 2022.4.14 | 全国女性フォーラム静岡大会 | ツインメッセ静岡 |
| 2022.4.19 | 第1回理事会 | 八幡浜センチュリーホテルイトー |
| 2022.5.13 | 県連 理事会 | 東京第一ホテル松山 |
| 2022.5.18 | 女性部会 第1回役員会 | 八幡浜商工会議所3階一般研修室 |
| 2022.5.24 | 第1回通常総会 | 八幡浜商工会議所5階大ホール |
| 2022.5.26 | 青年部会 第1回役員会 | こけけ |
| 2022.6.1 | 租税教室(松蔭小学校) | 松蔭小学校 |
| 2022.6.7 | 租税教室(真穴小学校) | 真穴小学校 |
| 2022.6.10 | 租税教室(多田小学校) | 多田小学校 |
| 2022.6.13 | 租税教室(宇和町小学校) | 宇和町小学校 |
| 2022.6.23 | 県連 女性部会 定時連絡協議会 | 道後温泉 ホテル古湧園 |
| 2022.6.23 | 租税教室(川之石小学校) | 川之石小学校 |
| 2022.6.24 | 第1回厚生委員会 | 大倉 |
| 2022.6.27 | 租税教室(神山小学校) | 神山小学校 |
| 2022.6.28 | 租税教室(明浜中学校) | 明浜中学校 |
| 2022.7.5 | 青年部会 会員交流会議実行委員会 | ゆるり |
| 2022.7.12 | 全法連 広報委員会 全法連会館 | 東京全法連会館 |
| 2022.7.13 | 女性部会 会員交流会議 | 八幡浜センチュリーホテルイトー |
| 2022.7.29 | 青年部会 会員交流会議 | 和泉屋 |
| 2022.8.4 | 青年部会 厚生委員会 | 和泉屋 |
| 2022.8.19 | 県連 第1回組織委員会 | ANA クラウンプラザホテル松山 |
| 2022.8.23 | 県連 事業研修委員会 | 東京第一ホテル松山 |
| 2022.9.2 | 県連 青年部会 定時連絡協議会 宇和島大会 | かどや |
| 2022.9.6 | 四法連 青年部長サミット徳島大会 ザ | グランドパレス |
| 2022.9.13 | インボイスセミナー | オンライン |
| 2022.9.20 | BCP セミナー | オンライン |
| 2022.9.21 | 県連 総務委員会 | 東京第一ホテル松山 |
| 2022.9.26 | 拡大組織委員会 | 浜味館あたご |
| 2022.9.30 | 県連 正副長会議・理事会 | ANA クラウンプラザホテル松山 |
| 2022.10.7 | 税に関する絵はがきコンクール審査会 | 八幡浜商工会議所3階一般研修室 |
| 2022.10.13 | 全国大会 千葉大会 | 幕張メッセ |
| 2022.10.17 | 新設法人説明会 | 八幡浜税務署 |
| 2022.11.4 | 電子帳簿保存法対策セミナー | オンライン |
| 2022.11.8 | 税を知る週間 PR 活動 | 八幡浜商店街 |
| 2022.11.18 | 年末調整説明会 | 八幡浜商工会議所5階大ホール |
| 2022.11.22 | 経理担当者養成講座 | 八幡浜商工会議所5階大ホール |
| 2022.11.24 | 全法連 青年部会全国部会長サミット 沖縄大会 | 沖縄市 |
| 2022.11.25 | 青年の集い 沖縄大会 | 沖縄アリーナ |
| 2022.11.28 | 第2回厚生委員会 | 大倉 |
| 2022.12.12 | 租税教室(保内中学校) | 保内中学校 |
| 2022.12.14 | 女性部会 南予ブロック合同研修会 | 大洲市長浜町 |
| 2022.12.14 | 第1回BCP策定セミナー | 八幡浜商店街 |
| 2022.12.19 | 租税教室(宇和中学校) | 宇和中学校 |
| 2022.12.21 | 県連 事務局職員会議 | ホテルマイステイズ松山 |



税に関する 絵はがきコンクール 優秀作品

法人会では小学校 6 年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を開催しています。今年度は管内小学校 7 校より 168 点の応募の中から、入賞 5 点 入選 5 点 佳作 11 点を選出しました。多数のご応募ありがとうございました。

最優秀賞



八幡浜市立千丈小学校 石河健介

講評 私たちの身近な生活の中で税金の大切さを細かい表現で丁寧に描いている。
審査委員長 二宮亮二

法人会長賞



八幡浜市立川之石小学校 葛本菜優

税務署長賞



八幡浜市立松蔭小学校 後藤希亜

女性部会長賞



八幡浜市立神山小学校 立花萌香

青年部会長賞



八幡浜市立喜須来小学校 札本未来



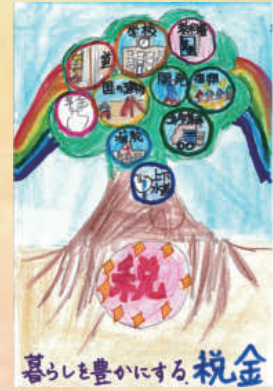
入 選



西予市立宇和町小学校
近藤奈央子



西予市立宇和町小学校
三好楓良



西予市立宇和町小学校
山崎壱晟



八幡浜市立松蔭小学校
上村祐生



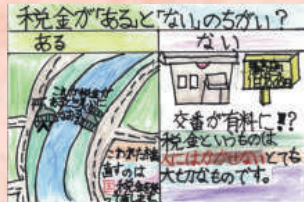
八幡浜市立真穴小学校
大本樹



佳 作



八幡浜市立神山小学校
菊池孝城



八幡浜市立神山小学校
園部桐士朗



八幡浜市立神山小学校
寺坂未羽



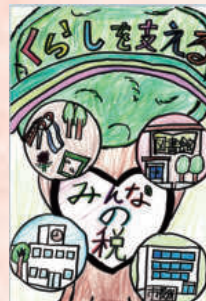
八幡浜市立千丈小学校
渡邊万龍徒



八幡浜市立喜須来小学校
井上凌臥



八幡浜市立喜須来小学校
浅野美月



八幡浜市立喜須来小学校
中根怜菜



八幡浜市立松蔭小学校
室谷晟真



八幡浜市立松蔭小学校
道岡春月



西予市立宇和町小学校
井上和花



西予市立宇和町小学校
加藤滉太

公益社団法人八幡浜法人会会長賞 「独自課税について」

愛媛県立三崎高等学校二年二組 野本 華帆

私が夏休みの宿題をしていた時ふと税の作文を思い出して、内容はどうしようと思っていたら教科書に独自課税という文言がのっていた。私はそれに興味を持ち、独自課税について調べてみようと思った。教科書の説明では「地方税に規定された税以外で、条例によって新設された税。法定外税ともいわれ、その導入は国との事前協議制となっている。核燃料税(福井県など)、別荘等所有税(熱海市)、産業廃棄物税(愛知県など)、有漁税(山口県富士河口湖町)などがある。」とかかれていた。この文章はをよんでわかったことは、その地域に合わせた新しい税を国と事前協議を行うことでつくることができるということだった。では、私の住んでいる八幡浜市、もっと大きくいえば愛媛県にもあるのだろうか。ネットを使って調べたところ、愛媛県には森林環境税というものがあるらしい。八幡浜にはなかった。森林環境税とは、県内に住所がある人、県内に家・屋敷を所有する人に年700円かかる税のことだ。この税の使い道は「森をつくる活動」「木を使う活動」「森と暮らす活動」の3分野における指定事業などに使われるらしい。

独自課税にはほかにどんな税があるのかも調べてみた。

ホテル・旅館宿泊料(東京都) レジ袋(東京都杉並区) 観光客駐車料(福岡県太宰府市) 富士スバルライン利用(山梨県) 遊漁税(山梨県河口湖町) 別荘等所有税(静岡県熱海市) 延長、税率引き上げ山砂利採取税(京都府城陽市) 延長 臨時特例企業税(神奈川県) 核燃料物質等取扱税(青森県) 延長、税率引き上げ 核燃料税(福井県) 延長、税率引き上げなどがあるらしい。これらの税が作られた背景には税収の不足、膨れる社会保障費があるのだと思う。私が病院へ行くときに社会保障で安くなることはとても助かっているが、税が追いつかないのなら少し削ったほうが良いと思った。そうすれば働くことができず生活保護を受けている人のほうが働いている人より手に入る金額が大きいワーキングプアの問題がなくなると思う。いるところは残しつつ余分に抱えている費用を削ればよいだろうという考えだ。最近は何年ぶりに140円台をこえている、というニュースを見た。そのニュースでほんとに不景気なのだ、日本はという実感がわいた。そんな中で社会保障費が膨らみ続ければ大変なことになると思う。独自課税自体はいいけれど、調べていると住民の反対でとん挫したとか、独自課税を批判する意見が多かった。税が足りないのなら、つかう金額を減らせばいいと思う。そして住民の反対にあわない範囲で独自課税を考えればいいと思った。

今まであまり日本の経済状況や税が新しくできることに関心がなかった。それは母が自動で税とかいろいろ払ってくれると思っていたからだ。しかし、高校生になって自分の欲しいものは自分で買い、お金の管理も自分でするようになった。2年後の今ごろには完全に自分でお金のやりくりをして、税金等も払うようになって考えると、もう少し興味を持ってみようと思った。



令和4年度「税に関する作文」中学生の部

公益社団法人八幡浜法人会会長賞

「私たちの生活と税金」

八幡浜市立松柏中学校3年1組 和泉 斐子

今年の7月に行われた参議院選挙のニュースを見て「消費税をなくそう、減らそう。」と言っている候補者が多いように感じました。たしかに、消費税があることに不満を感じる人も多いと思います。

日本では、2019年から、食料品を除き消費税が8%から10%に引き上げられました。この10%という数字が世界的に見ると高いのか低いのかを調べてみました。すると、日本の10%は低い方であることがわかりました。なんと、ヨーロッパの多くの国々の付加価値税（消費税）は、20%以上だったのです。どうして、これらの国々では消費税が高くても国民が生活を保っていくことができるのか疑問に思いました。もしも、日本で政府が突然「来月から消費税を20%に引き上げます。」と発表したら、不満の声があちこちで上がるのではないのでしょうか。

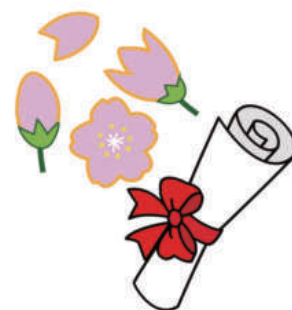
消費税が世界でも2番目に高い、25%であるデンマークは「世界で1番税金が高い国」とであるとされています。しかし、「国民の幸福度が1番高い国」とでも言われています。デンマークでは、消費税と同様、所得税が55%、自動車税が280%と、日本に比べて非常に高いです。しかし、デンマークは日本よりも所得が高く、その上教育費や医療費も一律で無料になるので、生活を安定させることができるのです。デンマークでお金持ちになるのは難しいですが、安定した生活ができるため、税金が高くても幸福だと感じる人が多いのです。

日本でも、消費税の税収はさまざまなことに使われています。年齢に関係なく、商品やサービスを購入したすべての人が負担するので、たくさん税金が集まるのです。たった8%、10%だと思っても、大変な金額なっていることを今回調べて知り、とても驚きました。そして、消費税は私たちの暮らしになくてはならないものだとわかりました。

税は、国を豊かにするために欠かせないものです。もし、税がなかったら、人々の貧富の差が広がってしまうのではないのでしょうか。「幸せな人がたくさんいる国」ではなく、「みんなが幸せな国」を目指すために必要なものだと思います。

社会科の授業で、「納税は国民の義務である」と習ったときにはあまりピンとこなかったけれど、自分が普段何かを買うときに支払っている消費税も立派な税であることを知って、改めて日本国民の1人であることを実感しました。納税は、その国で生きている1人1人に課されるべき義務であると感じました。

今、私は両親のおかげで何不自由なく生活できていますが、日本にはまだまだ十分に食べるものや着るものがない子どもたちもいると思います。そういう子どもたちが、のびのびと幸せに成長し、平等に教育を受けるためには、税による支援が必要です。だから私は、大人になったらきちんと税金を払います。



青年部会

法人会の租税教室

八幡浜法人会では、2007年より管内小中学校の児童・生徒を対象に租税教室を開催しています。現在では青年部会を中心に時代に即した、また工夫を凝らしたオリジナル教材を使用しながら行っています。

租税教室は、次世代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えることを目的としています。

令和4年度の租税教室（法人会担当校） （実施予定校含む）



小学校

八幡浜市立松蔭小学校

八幡浜市立真穴小学校

西予市立多田小学校

西予市立宇和町小学校

八幡浜市立川之石小学校

八幡浜市立神山小学校

中学校

西予市立明浜中学校

八幡浜市立保内中学校

西予市立宇和中学校

八幡浜市立八代中学校

八幡浜市立愛宕中学校

八幡浜市立松柏中学校

女性部会

「税を考える週間」PR活動

日時：令和4年11月8日

場所：八幡浜銀座商店街

「税を考える週間」PR活動として、税に関するクイズと花の苗を配り、納税者の皆さんに税の行政活動に対する知識と理解を深めていただく広報活動を行いました。



法人会全国大会

第16回法人会全国女性フォーラム（静岡大会）開催



日時：令和4年4月14日
会場：ツインメッセ静岡

八幡浜法人会からは、上甲女性部会長と中田女性部副会長の2名が参加しました。令和5年度の全国女性フォーラムは愛媛県で4月13日に開催予定です。

第38回 法人会全国大会（千葉大会）開催



日時：令和4年10月13日
会場：幕張メッセ幕張イベントホール

八幡浜法人会からは、菊池会長が参加しました。記念講演はキャスターの安藤優子さんが講師として「女性がテレビで働くこと」と題して講演いただきました。令和5年の全国大会は10月18日に群馬県で開催予定です。

第36回法人会全国青年の集い（沖縄大会）



日時：令和4年11月24日
会場：沖縄アリーナ

八幡浜法人会からは、宮本青年部会長が参加しました



八幡浜税務署からのお知らせ

○ 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税の申告と納税の期限は、令和5年3月15日(水)、消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、令和5年3月31日(金)です。

税務署の閉庁日(土・日曜日及び祝日)は、確定申告会場での相談及び受付は行っておりません。

ただし、郵送等または時間外収受箱への投かんにより、申告書を提出することはできません。

なお、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場で当日配付するほかLINEで事前発行します。

また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

| 開設期間 | 受付時間 | 相談開始時間 |
|-----------------------|----------------|--------|
| 2月16日(木)～ 3月15日(水) | 午前8時30分～午後4時まで | 午前9時～ |

(注) 駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

○ 「スマホ専用画面」が更に使いやすく！

2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得、一時所得や特定口座の上場株式等にかかる所得(株式譲渡)などの申告をされる方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がっています。

また、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、その記載内容を直接入力しなくても、確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力することができます。

なお、令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成できます。

※「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

e-Taxホームページ <https://www.nta.go.jp>

○ 贈与税の申告と納税

贈与税の申告と納税の期限は、令和5年3月15日(水)です。

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた方で、次に該当する方は、贈与税の申告が必要です。

- ・ 暦年課税を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超える方
- ・ 相続時精算課税を適用する方

○ 振替納税をご利用ください！

振替納税は、所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税にご利用になれます。

振替納税をご利用になると、預貯金口座の残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても自動的に納付ができます。

振替納税のお申込方法は、申告期限までに、e-Taxにより依頼書をオンライン提出していただく方法と、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を書面により税務署又は振替納税をご利用になる金融機関に提出していただく方法があります。

(注1) 準確定申告書など、振替納税がご利用できない場合があります。また、期限内に確定申告書の提出がない場合は、ご利用できません。

(注2) 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

振替納税に関し、ご不明な点等がありましたら、八幡浜税務署の管理運営部門までお問い合わせください。

○ 電話による申告相談をご利用ください！

令和5年1月18日（水）から3月15日（水）（受付時間：午前8時30分から午後5時まで）まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

管轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従って、『0』を選択してください。

なお、確定申告電話相談センターでは、2月19日（日）及び2月26日（日）も電話相談を行っております（それ以外の土・日曜日及び祝日は相談を行っていません。）。

| 開設期間 | |
|-------------|------------------------|
| 平日 | 1月18日（水）～3月15日（水） |
| 土曜日、日曜日及び祝日 | 2月19日（日）及び2月26日（日）のみ開設 |

※ 確定申告以外の国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、管轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。

○ 八幡浜税務署 人事異動情報(令和3年7月10日付)

| 官 職 | 転 入 者 | | 転 出 者 | |
|-----------|-------|----------------|-------|----------------|
| | 氏名 | 旧所属部署部門 | 氏名 | 新所属部署部門 |
| 署 長 | 三宅 清文 | 高松国税局 国税訟務官 | 山本 茂紀 | 高松国税局 情報システム課 |
| 総 務 課 長 | 山上 光二 | 高松国税局 特別整理第二部門 | 赤松 茂重 | 退職 |
| 個人課税部門統括官 | 河野 義一 | 大洲税務署 調査部門 | 正岡 建也 | 松山税務署 特別記帳指導官 |
| 法人課税部門統括官 | 本宮 周二 | 高知税務署 法人課税第六部門 | 重松 縁 | 今治税務署 法人課税第一部門 |

消費税

事業者の方へ

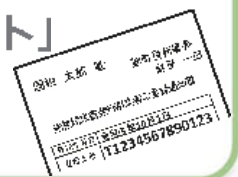
令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

📢 「インボイス」とは

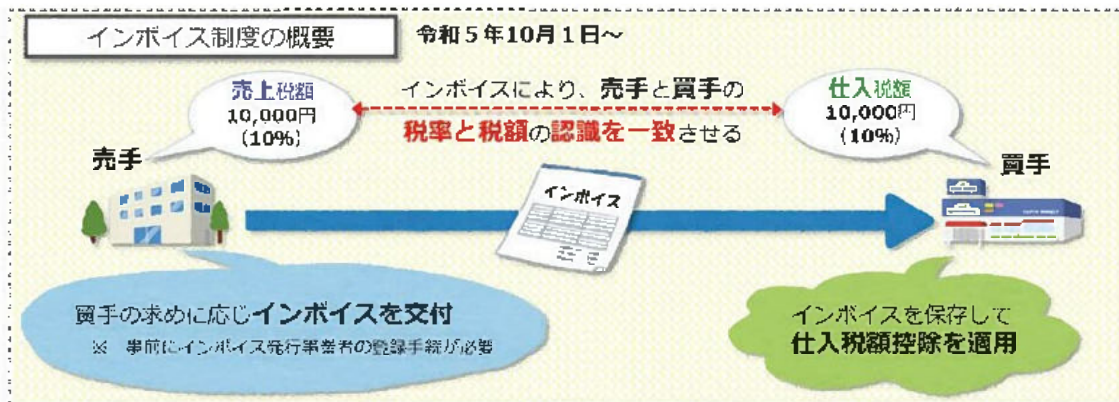
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中！

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)

9:00～17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

八幡浜税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

▶ インボイス制度説明会（登録申請相談会）

インボイス制度の概要を説明します。

なお、説明会終了後、登録申請を希望される方を対象に申請手続きのサポートを行います。

詳しくは、お申込みの際に税務署職員にお問い合わせください。

▶ インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

| 明会の名称 | 開催日時 | 開催場所 | 定員 |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|-----|
| インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け） | 令和5年1月18日(水) 10:00~11:00 | 八幡浜税務署 2階大会議室 八幡浜市下松影 1096 番地の 4 | 10名 |
| インボイス制度説明会 （登録申請相談会） | 令和5年1月18日(水) 13:30~14:30 | 八幡浜税務署 2階大会議室 八幡浜市下松影 1096 番地の 4 | 10名 |
| インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け） | 令和5年2月27日(月) 10:00~11:00 | みなと交流館 会議室 八幡浜市沖新田 1581 番地 23 | 20名 |
| インボイス制度説明会 （登録申請相談会） | 令和5年2月27日(月) 13:30~14:30 | みなと交流館 会議室 八幡浜市沖新田 1581 番地 23 | 20名 |
| インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け） | 令和5年3月17日(金) 10:00~11:00 | みなと交流館 会議室 八幡浜市沖新田 1581 番地 23 | 20名 |
| インボイス制度説明会 （登録申請相談会） | 令和5年3月17日(金) 13:30~14:30 | みなと交流館 会議室 八幡浜市沖新田 1581 番地 23 | 20名 |

● インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。

お問い合わせ先

八幡浜税務署 法人課税部門 0894-22-0802

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した（国税庁動画チャンネル）のほか、Q&Aなどを掲載しています。



八幡浜税務署



インボイス制度
特設サイト

【共催】八幡浜税務署管内青色申告会連合会、八幡浜法人会、八幡浜間税会

相続法の改正における税務上の注意点

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山宅孝道



リサ 最近、相続のことが気になっています。平成30年に相続のルールが改正されたと聞きましたが、どのように改正されたのでしょうか。



サキ先生 平成30年7月に民法で相続を規定している部分、いわゆる相続法が改正されました。これは昭和55年以来の大きな改正で、具体的には①自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能（平成31年1月13日施行）、②預貯金の払戻し制度の創設（令和元年7月1日施行）、③遺留分制度の見直し（令和元年7月1日施行）、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能（令和元年7月1日施行）、⑤配偶者居住権の創設（令和2年4月1日施行）、⑥法務局で自筆証書による遺言書の保管可能（令和2年7月10日施行）などの措置が行われました。

例えば、自筆証書遺言は、作成後の紛失や、相続人によって隠匿もしくは変造されるおそれがありましたし、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見され共同相続人間での紛争を生じさせる原因にもなり得ました。これらの問題を防止するために、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。



リサ 税務上、取り扱いが変わったことはありますか。



サキ先生 まず、配偶者居住権の創設により、配偶者居住権の評価をすることになりました。また、遺留分制度については、改正前の民法では、減殺請求によって当然に遺留分権利者に所有権等の権利が帰属する物件的効果が生ずることとされていたため、遺贈または贈与の目的財産は受遺者と遺留分権利者との共有状態になることが多くあり、共有関係の解消をめぐる新たな紛争も生じていました。そこでこのようなことを回避するため、遺留分権利者およびその承継人は、受遺者または受贈者に対し遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができることになりました。



リサ 配偶者居住権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。



サキ先生 配偶者居住権が、「被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者」と「その配偶者居住権の目的となっている建物の所有者」との間の合意や放棄により消滅した場合、その消滅直前に「配偶者が有していた配偶者居住権の価額」または「土地を使用する権利の価額」に相当する利益に相当する金額が、配偶者からの贈与によって建物等所有者が取得したものとされます。



リサ 遺留分侵害額請求権について、税務上の取り扱いで注意することはありますか。



サキ先生 受遺者と遺留分権利者の合意により金銭の支払いに代えて相続財産である不動産等の分与が行われた場合は、代物弁済として譲渡所得の課税対象になります。例えば、遺留分侵害額が3000万円であり、受遺者が相続した3000万円の土地を遺留分権利者に金銭に代えて分与した場合、受遺者は土地を3000万円で譲渡したことになり譲渡所得について課税になります。また、分与を受けた遺留分権利者はその土地を3000万円で取得したことになります。

【筆者紹介】山宅孝道（やまけ・たかみち）1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に平成25年7月退職。埼玉県さいたま市で税理士登録。近著『土地評価の基礎と実務』（共著、税務経理協会）、『令和4年版税制改正経過一覧ハンドブック』（共著、大蔵財務協会）。



法人会では、経営者向け、従業員向けに各種セミナーを開催しています。ホームページに随時掲載しています。
また、youtube では八幡浜法人会チャンネルを開設し、様々なお役に立つ情報をお届けする予定です。



青年部会・女性部会 部会員募集



若手経営者向けの青年部会では主要行事の租税教育活動を中心に部会員の情報共有や交流をを目的に活動しています。
きめ細やかな女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」や税を考える週間 PR 活動をはじめ社会貢献活動を行っています。
年会費 青年部会 5,000 円 女性部会 2,000 円
お問合せ、入会は 事務局まで



住所、代表者変更などございましたらお知らせください。
会員の皆様には年会費の口座振替をお願いしております。
まだ口座振替登録がお済みでない方、その他お問合せは
法人会事務局まで。 法人会事務局 電話 0894-24-6250



はまゆう 77 号の編集を終えて

公益社団法人八幡浜法人会は任意団体として昭和 36 年（1961 年）に設立され、昭和 54 年（1979 年）に社団化され平成 25 年（2013 年）に公益認定を受け今年度で公益社団化 10 周年となりました。広報誌も、昭和 49 年から刊行され名称も「法人会報」から昭和 55 年に現在の「はまゆう」に改称され今号で 77 号となりました。創刊当初は年 3 回の発刊していた時期もありますが平成に入ってから年 1 回の発刊に落ち着いています。公益社団化は 10 周年ですが、発足からは 61 年と長い歴史を刻んでおり、広報誌は法人会の歴史はもとより地域の歴史であり、貴重な資料となっています。

2023 年 1 月発行 第 77 号
発行者 公益社団法人八幡浜法人会 広報委員会
愛媛県八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 2 5 号八幡浜商工会館 4 階
電話 0 8 9 4 - 2 4 - 6 2 5 0 FAX 0 8 9 4 - 2 4 - 6 2 5 3
E-mail info@y-hojin.jpn.org

